

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○職員 of 配偶者同行休業に関する条例	(人事課)	一
○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	(人事課等)	三
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	四
○高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(同)	四
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	五
○県税減免条例の一部を改正する条例	(同)	七
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	七
○衛生試験手数料条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	八
○簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	八
○宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例	(商工経営支援課)	八
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	九
○農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	九
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	九
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	一〇

条 例

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の六第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項、第六項から第八項まで及び第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員(県の一般職の職員及び県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。)をいう。以下同じ。)(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。次条、第五条から第八条まで、第九条第一項及び第十条において同じ。)の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年以内とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- 一 外国での勤務
- 二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前二号に掲げるものに該当するものを除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中

に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長しようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)第十六条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)第十四条の規定に基づく産前産後の特別休暇を取得することとなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 配偶者が死亡した場合

二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

四 前条第一号又は第二号に該当することとなった場合

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号俸の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)第五条第五項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号俸を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(職員定数条例の一部改正)

2 職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十一 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年宮城県条例第四十五号)第二条の承認

を受けた職員

第四条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条第一項」の下に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年宮城県条例第四十五号)第九条第一項」を加える。

第十条第一号中「第六条第一項」の下に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項」を加える。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第一項第二号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「育成又は更生」を「又は育成」に改める。

(貸付資金に関する特別会計条例の一部改正)

第二条 貸付資金に関する特別会計条例(昭和三十九年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二十号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子福祉資金貸付金」の下に、「父子福祉資金貸付金」を加える。

(社会福祉審議会条例の一部改正)

第四条 社会福祉審議会条例(平成十二年宮城県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

(次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正)

第五条 次世代育成支援対策地域協議会条例(平成十七年宮城県条例第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

(母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部改正)

第六条 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例(昭和四十三年宮城県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十五条」を「以下「法」という。」第十五条、法第三十一条の六第五項において準用する法第十五条」に、「同法第三十二条第四項において準用する同法」を「法第三十二条第五項において準用する法」に改め、

「母子福祉資金貸付金」の下に、「父子福祉資金貸付金」を、「免除」の下に「並びに次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号)附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた資金

(以下「旧資金」という。)の償還の免除」を加える。

第二条第一項中「母子及び寡婦福祉法第十三条、同法第三十二条第一項において準用する同法第十三条第一項若しくは第三項又は同法」を「法第十三条、法第三十一条の六第一項から第三項まで、法第三十二条第一項若しくは第二項若しくは法」に改め、「貸付け」の下に「又は旧資金の貸付け」を、「当該貸付金」の下に「又は当該旧資金」を加える。

(母子福祉センター条例の一部改正)

第七条 母子福祉センター条例(平成十七年宮城県条例第二百十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

母子・父子福祉センター条例

第一条中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第二条第一項中「母子家庭及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改め、

同条第二項の表中

宮城県母子福祉センター

宮城県母子・父子福祉センター

に改める。

第三条第一号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加え、同条第二号及び第三号中「母及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加える。

第九条第二項中第五号を第六号とし、同項第四号中「母子福祉関係施設」の下に「又は父子福祉関係施設」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「母子福祉」の下に「又は父子福祉」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六条第二項に規定する配偶者のない男子及びその扶養する子(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中職員の特務勤務手当に関する

る条例第四条第一項第二号の改正規定(「育成又は更生」を「又は育成」に改める部分に限る。)及び第五条の規定は公布の日から、第二条、次項及び附則第三項の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の貸付資金に関する特別会計条例(以下「新条例」という。)の規定は、新条例第一条第一号に規定する母子父子寡婦福祉資金特別会計の平成二十七年年度の子算から適用し、改正前の貸付資金に関する特別会計条例(以下「旧条例」という。)第一条第一号に規定する母子寡婦福祉資金特別会計の平成二十六年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行の際旧条例第一条第一号に規定する母子寡婦福祉資金特別会計に属する権利及び義務は、新条例第一条第一号に規定する母子父子寡婦福祉資金特別会計に帰属するものとする。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表高等学校の項中

一科目につき年額 八二〇円

一単位につき 三三六円

に改める。

附則第三項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年年度分」に改める。

附則

この条例中第六条第一項の表高等学校の項の改正規定は平成二十七年四月一日から、附則第三項の改正規定は公布の日から施行する。

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和四十九年宮城県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第七条第二項第一号中「第六号」を「第五号」に改める。

第九条中「貸付期間」の下に「の二倍」を加える。

第十条第二項第一号中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）」を、「高等専門学校」の下に「、専修学校の高等課程」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第九条の規定は、適用日以後に貸付けを受けた修学資金の償還について適用し、適用日前に貸付けを受けた修学資金の償還については、なお従前の例による。

3 適用日前に修学資金の貸付けを受けた者が、引き続き適用日以後に修学資金の貸付けを受ける場合（高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例第十条の規定により当該適用日前に貸付けを受けた修学資金の償還の猶予を受けた後、引き続き適用日以後に修学資金の貸付けを受ける場合を含む。）における新条例第九条の規定の適用については、同条中「貸付期間の二倍に相当する」とあるのは、「平成二十六年四月一日前に貸付けを受けた修学資金の貸付期間に相当する期間と同日以後に貸付けを受けた修学資金の貸付期間の二倍に相当する期間」とする。

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

（宮城県県税条例の一部改正）

第一条 宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように

加える。

四千万円を超える金額

百分の四十五

第二十七条の二第二項中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第三十九条第二項中「第七十二条の二十一第一項」を「第七十二条の二十一」に、「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三」に改める。

第四十条第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

附則第四条の二中「第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで）」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十項まで）」を「同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十一項まで）」に、「財産（同条第六項から第十項まで）」を「財産（同条第六項から第十一項まで）」に改める。

附則第五条の六を次のように改める。

第五条の六 平成二十六年年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての第二十七条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十七条第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第八条中「百分の五・八」を「百分の四・〇」に改める。

附則第十条の二の三中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に改め、同条の表第四十一条第一項第一号ハの表の項から附則第十条の二第五項の項までを次のように改める。

第四十一条第一項第一号ハの表	百分の三・八	百分の二・二
第四十一条第一項第二号の表	百分の五・五	百分の三・二
第四十一条第一項第三号の表	百分の七・二	百分の四・三
第四十一条第一項第二号の表	百分の五	百分の三・四
第四十一条第一項第三号の表	百分の六・六	百分の四・六
第四十一条第二項	百分の七・三	百分の五・一
第四十一条第三項第一号ハ	百分の九・六	百分の六・七
第四十一条第三項第二号	百分の一・三	百分の〇・九
第四十一条第三項第三号	百分の七・二	百分の四・三
第四十一条第三項第三号	百分の六・六	百分の四・六
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の九・六	百分の六・七
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の三・九九	百分の二・三九
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の五・七七五	百分の三・四七五
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の七・五六	百分の四・六六
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の五・二五	百分の三・六五
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の六・九三	百分の四・九三
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の五・二五	百分の三・六五
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の七・六六五	百分の五・四六五
第四十一条第二項第一号ハの表	百分の十・〇八	百分の七・一八

附則第十条の二第二項	百分の一・三六五	百分の〇・九六五
附則第十条の二第三項第一号ハ	百分の七・五六	百分の四・六六
附則第十条の二第三項第二号	百分の六・九三	百分の四・九三
附則第十条の二第三項第三号	百分の十・〇八	百分の七・一八
附則第十条の二第五項	百分の六・九三	百分の四・九三
	百分の六・九三	百分の四・九三
	百分の八・二九五	百分の五・八九五

附則第二十二條の二第二項中「取得をしたものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取扱した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したものと」を加える。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
 第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第一項の改正規定中「第八条の三第四項第二号」の下に「若しくは同法」を、「同法」に改め、「国外株式の配当等」の下に「若しくは同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中宮城県県税条例第三十九条第二項の改正規定及び第二条の規定 公布の日
 - 二 第一条中宮城県県税条例附則第四条の二及び附則第二十二條の二の改正規定並びに附則第三項及び附則第四項の規定 平成二十七年一月一日
 - 三 第一条中宮城県県税条例第二十七條第二項第一号及び附則第五条の六の改正規定並びに次項の規定 平成二十八年一月一日
 - 四 第一条中宮城県県税条例第四十条第一項の改正規定 平成二十八年四月一日
- （県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県条例（以下「新条例」という。）第二十七条第二項第一号及び附則第五条の六の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第四条の二の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第二十二條の二第二項の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 新条例第二十七條の二第二項及び附則第八條の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

6 新条例附則第十条の二の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「社団法人大崎地方労働福祉センター」を「一般社団法人大崎地方労働福祉センター」に、「財団法人宮城県青年会館」を「一般財団法人宮城県青年会館」に改め、同条第九号中「第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業」を「第七条第一号に掲げる事業」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中三十四の十一の項を三十四の十二の項とし、三十四の八の項から三十四の十の項までを一項ずつ繰り下げ、三十四の七の項の次に次のように加える。

- 三十四の八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号。以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの
- イ 法第三条第一項、第三項及び第五項の規定による認定等（幼稚園及び保育所で構成されるものに限り、以下この項において同じ。）に係るものを除く。
- ロ 法第四条第一項の規定による申請書の受理（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- ハ 法第五条の規定による有効期間の設定等（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- ニ 法第六条の規定による情報の提供（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- ホ 法第七条の規定による届出の受理等（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- ヘ 法第八条の規定による報告の受理等（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- ト 法第十条の規定による認定の取消し等（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- チ 法第十一条第一項の規定による協議（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- リ 省令第六条の規定による軽微な変更に係る数の設定等（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）
- 又 省令第七条の規定による報告書の提出期日の設定等（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）

仙台市

第二条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表三十四の八の項イ中「及び第五項」を「第五項及び第七項から第九項まで」に改め、「（幼保連携型認定こども園（認定こども園である幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同項ロ及びハ中「（幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）」を削り、同項ロ及びハ中

- ニ 法第七条の規定による認定の取消し等
- ホ 法第八条第一項の規定による協議
- ヘ 法第二十八条の規定による情報の提供
- ト 法第二十九条の規定による届出の受理等
- チ 法第三十条の規定による報告の受理等

第二条の表三十四の八の項り及びヌ中「(幼保連携型認定)子ども園に係るものを除く。」を削る。
附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は平成二十六年十一月一日から、第二条の規定は同日又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後における法令の規定の適用については、仙台市長の行った処分その他の行為又は仙台市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 改正法附則第九条の規定に基づく準備行為であつて、第二条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の八の項の上欄に掲げる事務を処理するために必要なものは、第二条の規定の施行の日前においても、仙台市が処理することとする。

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例

衛生試験手数料条例(昭和二十六年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表一の項一(一)中「五十の項」を「五十一の項」に改め、同項一(二)中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同項一(一)中「十二の項から十九の項まで、二十一の項から二十四の項まで、二十六の項から三十の項まで、三十二の項、四十の項から四十二の項」を「十三の項から二十の項まで、二十二の項から二十五の項まで、二十七の項から三十一の項まで、三十三の項、四十一の項から四十三の項」に、「四十四の項」

を「四十五の項」に改め、同項一(二)中「十一の項まで、二十の項、二十五の項、三十一の項、三十三の項から三十六の項まで、四十三の項及び四十五の項」を「十二の項まで、二十一の項、二十六の項、三十二の項、三十四の項から三十七の項まで、四十四の項及び四十六の項」に改め、同項一(三)中「三十七の項から三十九の項」を「三十八の項から四十の項」に、「四十六の項から五十の項」を「四十七の項から五十一の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例

第一条 簡易給水施設等の規制に関する条例(昭和五十年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「十九の項まで及び三十一の項から五十の項」を「八の項まで、十の項から二十の項まで及び三十二の項から五十一の項」に改め、同条第二項中「十の項、二十の項から三十の項まで、三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「十一の項、二十一の項から三十一の項まで、三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同条第三項中「十の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「十一の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

第二条 簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「から八の項まで、十の項」を削り、同条第二項及び第三項中「二の項」の下に、「九の項」を加える。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十六年八月一日から施行する。

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成二十一年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号ロ中「第五十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第六号ニ中「第九条第十一項」を「第九条第十四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日（平成二十六年七月三日）のいずれか遅い日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十五年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十六年分」を「平成二十七年分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十五年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十六年分」を「平成二十七年分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城野原公園の項を次のように改める。

宮城野原公園	宮城球場 宮城テニスコート 宮城相撲場
--------	---------------------------

別表第三宮城野原公園の項中

宮城自転車競技場 宮城テニスコート 宮城相撲場	を	宮城テニスコート 宮城相撲場	に改
-------------------------------	---	-------------------	----

める。

別表第四第一号の表公園施設の管理の項を次のように改める。

公園施設の管理	宮城球場 松島海岸レストハウス その他の公園施設	一年につき 一平方メートル一月につき	一九四、九八〇、〇〇〇円 二、七〇〇円 一、一〇〇円
---------	--------------------------------	-----------------------	----------------------------------

別表第七第一号の表宮城自転車競技場の項を削り、別表第七第二号の表宮城球場の項中

室内練習場	一般 生徒等	九、二〇〇円 四、六〇〇円	を
-------	-----------	------------------	---

サブグラウンド	一時間につき	一般 生徒等	九、二〇〇円 四、六〇〇円
---------	--------	-----------	------------------

に改め、

室内練習場		一時間につき	一般 生徒等	九、二〇〇円 四、六〇〇円
-------	--	--------	-----------	------------------

同表宮城自転車競技場の項を削る。

別表第十一第二号の表宮城野原公園の項中

宮城球場 宮城自転車競技場 宮城テニスコート 宮城相撲場

を

に改める。

宮城球場 宮城テニスコート 宮城相撲場

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一、別表第三及び別表第七第一号の表の改正規定、別表第七第二号の表の改正規定（宮城自転車競技場の項を削る部分に限る。）並びに別表第十一第二号の表の改正規定 公布の日
- 二 別表第四第一号の表の改正規定、別表第七第二号の表の改正規定（宮城自転車競技場の項を削る部分を除く。）及び次項の規定 平成二十六年八月一日

(経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の県立都市公園条例

別表第四第一号の表公園施設の管理の項に掲げる宮城球場及び宮城球場駐車場について施行日以後の日を許可の期間の末日とする都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可（以下「管理の許可」という。）を受けている者が、施行日以後引き続き改正後の県立都市公園条例別表第四第一号の表公園施設の管理の項に掲げる宮城球場の管理の許可（以下「新許可」という。）を受けることとなる場合において、施行日の前日までに当該宮城球場駐車場の管理の許可（以下「旧許可」という。）に係る使用料を納入しているときは、施行日から旧許可の期間の末日までの間に係る当該使用料の額の限度において、新許可に係る使用料を納入したものとみなす。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第四号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。